社会福祉法人ユーアイ二十一

定　款

第一章　総則

（目的）

第1条　　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）　第一種社会福祉事業

（イ）特別養護老人ホームの経営

（２）　第二種社会福祉事業

（イ）老人短期入所事業の経営

（ロ）老人デイサービス事業の経営

（ハ）小規模多機能型居宅介護事業の経営

（ニ）老人居宅介護等事業の経営

（ホ）生計困難者に対する相談支援事業

（ヘ）老人デイサービスセンターの経営

（ト）複合型サービス福祉事業の経営

（チ）生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業

（リ）障害福祉サービス事業の経営

（ヌ）認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

（名称）

第2条　　この法人は、社会福祉法人ユーアイ二十一という。

（経営の原則等）

第3条　　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第4条　　この法人の事務所を、神奈川県横須賀市に置く。

第二章　評議員

（評議員の定数）

第5条　　この法人に評議員 11 名を置く。

２　評議員の定数は理事の人数を超える人数とする。

（評議員の選任及び解任）

第6条　　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員１名の合計３名で構成する。
３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

（評議員の資格）
第7条　社会福祉法第四十条第四項及び第五項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

（評議員の任期）
第8条　評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
２　評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
３　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

（評議員の報酬等）
第9条　評議員の報酬は無報酬とする。

第三章　評議員会

（構成）
第10条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）
第11条　評議員は、次の事項について決議する。
（１）　理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
（２）　理事及び監事の報酬等の額
（３）　理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
（４）　計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
（５）　定款の変更
（６）　残余財産の処分
（７）　基本財産の処分
（８）　社会福祉充実計画の承認
（９）　事業計画及び収支予算
（１０）　臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
（１１）　公益事業に関する重要な事項
（１２）　解散

（１３）　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第12条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）
第13条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）
第14条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。
（１）　監事の解任
（２）　定款の変更
（３）　その他法定で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 16 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
４　第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第15条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名が、前項の議事録に署名する。

第四章　役員及び会計監査人並びに職員

（役員及び会計監査人の定数）
第16条　この法人には、次の役員を置く。
（１）　理事　10 名
（２）　監事　2 名
２　理事のうち 1 名を理事長とする。
３　この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）
第17条　理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。
２　理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）

第18条　社会福祉法第四十四条第六項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

２　社会福祉法第四十四条第七項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（理事の職務及び権限）

第19条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　理事長は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第20条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（会計監査人の職務及び権限）

第21条　会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

２　会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

（１）会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面。

（２）会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの。

（役員及び会計監査人の任期）

第22条　理事及び監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　理事又は監事は、第 16 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

３　会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

４　任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとすることができる。

（役員及び会計監査人の解任）

第23条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
２　会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
（２）会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
（３）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
３　監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

（役員及び会計監査人の報酬等）
第24条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
２　会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

（職員）
第25条　この法人に、職員を置く。
２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章　理事会

（構成）
第26条　理事会は全ての理事をもって構成する。

（権限）
第27条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
（１）　この法人の業務執行の決定
（２）　理事の職務の執行の監督
（３）　理事長の選定及び解職

（招集）
第28条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）
第29条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第30条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名をする。

第六章　資産及び会計

（資産の区分）

第31条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の３種とする。

２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（１）　神奈川県横須賀市西浦賀町６丁目１３番１外所在の特別養護老人ホーム　太陽の家・特別養護老人ホーム　太陽の家二番館敷地（４３，５０７㎡）

・横須賀市西浦賀町６丁目１３番１　（８８５㎡）
・横須賀市西浦賀町６丁目４番　（６，９９５㎡）
・横須賀市西浦賀町６丁目７番１　（３，６５６㎡）
・横須賀市西浦賀町６丁目７番２　（１，０９０㎡）
・横須賀市西浦賀町６丁目１２番２　（１，１７０㎡）
・横須賀市西浦賀町６丁目３番３　（８３３㎡）
・横須賀市西浦賀町６丁目３番２　（３７３㎡）
・横須賀市西浦賀町６丁目１３番３　（１０５㎡）
・横須賀市西浦賀町６丁目１３番４　（２２㎡）
・横須賀市西浦賀町６丁目１１番３　（４３９㎡）
・横須賀市西浦賀町６丁目１１番１　（８１２㎡）
・横須賀市西浦賀町６丁目１１番４　（２０９㎡）
・横須賀市西浦賀町６丁目１１番５　（２００㎡）
・横須賀市西浦賀町６丁目１１番７　（９０㎡）
・横須賀市西浦賀町６丁目１４番　（２，１８１㎡）
・横須賀市西浦賀町６丁目１２番１　（１，８９２㎡）
・横須賀市西浦賀町６丁目３番１　（２６４㎡）
・横須賀市西浦賀町６丁目１３番２　（３，３７８㎡）
・横須賀市西浦賀町６丁目２番１　（６，６８１㎡）
・横須賀市西浦賀町６丁目６番１２　（１０２㎡）
・横須賀市西浦賀町６丁目３番４　（１，０５２㎡）
・横須賀市長瀬３丁目２８５番８　（５８㎡）
・横須賀市西浦賀町６丁目１０番１　（１０５㎡）
・横須賀市西浦賀町６丁目１０番２　（４００㎡）
・横須賀市西浦賀町６丁目１０番３　（２１１㎡）
・横須賀市西浦賀町６丁目１５番１　（８１６㎡）
・横須賀市西浦賀町６丁目１５番２　（３７０㎡）
・横須賀市西浦賀町６丁目１５番３　（８２㎡）
・横須賀市西浦賀町６丁目１５番４　（６７４㎡）
・横須賀市西浦賀町６丁目１５番５　（８６９㎡）
・横須賀市西浦賀町６丁目１６番　（６，１６８㎡）
・横須賀市西浦賀町６丁目４３番３　（１７１㎡）
・横須賀市西浦賀町６丁目４３番４　（３６㎡）

・横須賀市西浦賀町６丁目１１番８　　（１４７㎡）
・横須賀市西浦賀町６丁目１１番９　　（６２㎡）
・横須賀市西浦賀町６丁目１０番４　　（３０７㎡）
・横須賀市西浦賀町６丁目１０番５　　（６０２㎡）

（２）　神奈川県座間市座間二丁目８６８番地１外所在の特別養護老人ホーム太陽の家座間敷地（６，０２７．６７㎡）
・座間市座間二丁目８６１番１　　（１４６．００㎡）
・座間市座間二丁目８６１番２　　（４７．８５㎡）
・座間市座間二丁目８６１番３　　（２１５．４２㎡）
・座間市座間二丁目８６３番１　　（３４．００㎡）
・座間市座間二丁目８６３番２　　（１１７．４１㎡）
・座間市座間二丁目８６４番１　　（４５８．００㎡）
・座間市座間二丁目８６４番２　　（１４．５２㎡）
・座間市座間二丁目８６５番　　（１７８．００㎡）
・座間市座間二丁目８６５番２　　（２１０．８５㎡）
・座間市座間二丁目８６８番１　　（９１２．００㎡）
・座間市座間二丁目８６８番２　　（９．６２㎡）
・座間市座間二丁目８６９番　　（５０２．００㎡）
・座間市座間二丁目８７０番　　（５７１．００㎡）
・座間市座間二丁目８７３番　　（３３０．００㎡）
・座間市座間二丁目８７４番　　（４８５．００㎡）
・座間市座間二丁目８７５番　　（２１１．００㎡）
・座間市座間二丁目８７６番　　（７６．００㎡）
・座間市座間二丁目８７７番　　（２９７．００㎡）
・座間市座間二丁目８７８番　　（３８６．００㎡）
・座間市座間二丁目８８０番　　（１１９．００㎡）
・座間市座間二丁目８８３番　　（４７６．００㎡）
・座間市座間二丁目８８４番　　（２３１．００㎡）

（３）　神奈川県横浜市神奈川区羽沢町２番１　所在の特別養護老人ホーム太陽の家横濱羽沢敷地（４，７８２．５５㎡）

（４）　神奈川県横須賀市西浦賀６丁目２番地１・３番地１・３番地２・３番地３・３番地４・４番地・１２番地２　所在の鉄筋コンクリート造陸屋根３階建　特別養護老人ホーム太陽の家建物一棟（５，７９６．３㎡）
同所所在の附属建物、鉄筋コンクリート造陸屋根平家建、物置１棟（９．００㎡）

（５）　神奈川県横須賀市西浦賀６丁目１０番地５・１５番地１・１５番地４・１０番地２・１０番地３・１５番地２・１５番地５・１１番地１・３番地４・１０番地１・１３番地２・１４番地・１５番地３・１０番地４　所在の鉄筋コンクリート造陸屋根３階建　特別養護老人ホーム太陽の家二番館建物一棟（４，９６４．７２㎡）
同所所在の附属建物、鉄筋コンクリート造陸屋根平家建、ゴミ収集所１棟（９．１０㎡）

（６）　神奈川県座間市座間二丁目８６８番地１・８６４番地１・８６５番地・８６９番地・８７０番地・８７３番地・８７４番地・８７５番地・８７６番地　所在の鉄筋コンクリート造陸屋根４階建　特別養護老人ホーム太陽の家座間建物一棟（５，０１０．０㎡）
同所所在の附属建物、鉄筋コンクリート造陸屋根平家建　集塵庫一棟（８．７５㎡）

（７） 神奈川県横浜市神奈川区羽沢町２番１　所在の鉄筋コンクリート造陸屋根５階建　特別養護老人ホーム太陽の家横濱羽沢建物一棟（４，９４３．９２㎡）
（８） 横須賀市小原台２０８５番１・２（１，５９８㎡）
（９） 神奈川県相模原市南区上鶴間7丁目5579番1 所在の特別養護老人ホーム清菊園　敷地（ 3,712．90㎡ ）
（１０）神奈川県相模原市南区上鶴間７丁目５５７９番地１　所在の鉄筋コンクリート造陸屋根３階建特別養護老人ホーム清菊園園舎　１棟（３，５１２．５０㎡）
（１１）神奈川県横浜市旭区小高町字中丸 172 番地８・172 番地６　所在の鉄筋コンクリート造陸屋根４階建特別養護老人ホーム太陽の家横濱左近山園舎　１棟（４６２８．０８㎡）

３　その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
４　公益事業用財産は第 39 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
５　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

（基本財産の処分）
第32条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得て、神奈川県知事の承認を得なければならない。但し、次の各号に掲げる場合には、神奈川県知事の承認は必要としない。
（一）独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
（二）独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備の為の資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）
第33条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
３　前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）
第34条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
２　前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）
第35条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 6 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
（１） 事業報告

（２） 事業報告の附属明細書
（３） 貸借対照表
（４） 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
（５） 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
（６） 財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第１号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１） 監査報告
（２） 会計監査報告
（３） 理事及び監事並びに評議員の名簿
（４） 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
（５） 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第36条　この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第37条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第38条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

第七章　公益を目的とする事業

（種別）

第39条　この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

（１） 居宅介護支援の事業
（２） 地域包括支援センターの事業
（３） 歯科診療所の事業
（４） 多文化多世代による交流と協働のふれあいの居場所作りによる地域福祉へ資する事業
（５） 企業主導型保育の事業
（６） 介護職員養成研修事業

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第八章　解散

（解散）

第40条　この法人は、社会福祉法第四十六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第41条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第九章　定款の変更

（定款の変更）

第42条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、神奈川県知事の認可（社会福祉法第四十五条の三十六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。

第十章　公告の方法その他

（公告の方法）

第43条　この法人の公告は、社会福祉法人ユーアイ二十一の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第44条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長　　石渡　庸介
理事　　石渡　縁
理事　　阿部　好知
理事　　影山　英之
理事　　二見　宏
理事　　角井　基
理事　　平川　正一
理事　　三輪　清隆
理事　　斉藤　正
理事　　竹内　英明
監事　　佐々木　滋
監事　　佐々木　英康

１．この定款は平成１３年６月９日より施行する。
２．この改正定款は平成１４年９月１２日より施行する。
３．この改正定款は平成１５年２月２６日より施行する。
４．この改正定款は平成１５年９月２６日より施行する。
５．この改正定款は平成１７年２月５日より施行する。
６．この改正定款は平成１７年８月４日より施行する。
７．この改正定款は平成１９年１月１０日より施行する。
８．この改正定款は平成１９年２月２日より施行する。
９．この改正定款は平成１９年２月２１日より施行する。
１０．この改正定款は平成１９年３月２７日より施行する。
１１．この改正定款は平成１９年６月６日より施行する。
１２．この改正定款は平成２０年１月３１日より施行する。
１３．この改正定款は平成２２年１０月２５日より施行する。
１４．この改正定款は平成２７年９月８日より施行する。
１５．この改正定款は平成２８年２月１５日より施行する。
１６．この改正定款は平成２９年４月１日より施行する。
１７．この改正定款は平成２９年１１月７日より施行する。
１８．この改正定款は平成３０年２月２０日より施行する。
１９．この改正定款は平成３１年４月９日より施行する。
２０．この改正定款は令和３年３月９日より施行する。
２１．この改正定款は令和３年７月５日より施行する。
２２．この改正定款は令和３年１２月７日より施行する。
２３．この改正定款は令和４年７月１日より施行する。
２４．この改正定款は令和４年９月１５日より施行する。
２５．この改正定款は令和４年１１月１１日より施行する。
２６．この改正定款は令和５年１２月１９日より施行する。
２７．この改正定款は令和６年７月１１日より施行する。
２８．この改正定款は令和７年１０月２３日より施行する。